# 令和８年度九戸村地域おこし協力隊募集要項

## 1. 募集隊員の活動内容

九戸村は、北上山地の北部に位置する四季豊かな人口 5,000 人の小さな村です。ヒメボタルが乱舞する眺望豊かな折爪岳や水芭蕉や睡蓮が咲き乱れる四季の美しい自然に恵まれ、森林資源を生かした工芸品も有名です。ブロイラー産業も盛んで鶏肉の生産量は岩手県№１（岩手県は全国第三位）であることから、「キングオブチキン九戸」を全国に発信しています。また、日本一の生産量を誇る「甘茶」や「山わさび」の産地で、夏には九戸祭り、秋には産業文化祭りで賑わい、戦国時代最後の武将・九戸政實の生誕の地として、地域の誇りとなっています。

しかし、一方で、人口減少と少子化は九戸村でも著しく、近年、さまざまな課題が山積している中で、九戸村では、地域おこし協力隊を募集し、地域に活力を呼び込むことを期待します。

九戸村では、現在、４名の地域おこし協力隊に着任していただき、さまざまな活動に従事していただいています。

来年度追加採用する隊員には、主に次の業務を想定しています。

| №. | 募集する活動区分 | 備考 |
|---|---|---|
| 1 | 伝統工芸技能の習得・普及 | • 活動内容と資格･経験要件は別紙を参照してください。<br>• 活動内容の配置人数は､応募状況により調整することがあります。 |
| 2 | 特産品の生産振興 | |
| 3 | スポーツ振興、実践活動の推進 | |
| 4 | 高校支援 | |

## 2. 募集人数

３名程度

## 3. 採用・活動開始予定時期

令和８年 12 月１日

## 4. 募集対象者

次の全ての要件に適合する方を対象とします。

⑴ 令和８年３月 31 日時点で 18 歳以上の方（学生可）

⑵ 九戸村に居住し、住民票の異動ができる方

⑶ 現在、過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法に指定された過疎及びみなし過疎、一部過疎の地域）に居住していない方　※総務省 HP 参照

⑷ 普通自動車運転免許を有する方（ＡＴ限定可）

⑸ 日頃からパソコン、スマートフォンを使用している方

⑹ 九戸村民として地域の方々とともに積極的に協力し、地域を元気にできる意欲的な方

## 5. 勤務・雇用条件

⑴ 雇　用　形　態　　九戸村地域おこし協力隊員として村が委嘱し、役場に事務局を置く九戸村地域おこし協議会が雇用する形態となります。
なお、技術等の習得により、十分、自立して業務を遂行できる能力があると村が認め、業務内容をあらかじめ設定できる場合は、本人の希望により個人への委託契約とすることがあります。

⑵ 主たる勤務場所　　九戸村内
原則、九戸村役場又は公共的施設等ですが、民間事業者を研修先とすることがあります。

⑶ 期　　間　　1年間
ただし、相互に更新を希望する場合、３年を限度に更新します。

⑷ 勤務日・勤務時間　　原則週5日・8：30～17：15（昼休憩1時間）
ただし、業務により、土日祝日勤務又は夕方以降の勤務もあります（その場合、振替休日又は振替時間休取得となります。）。

## 6. 給与及び福利厚生

⑴ 報酬月額
① 一般隊員　210,600円（賞与年２回）
② 有資格　244,100円（賞与年２回）
※別紙参照のこと

⑵ 社会保険
① 九戸村地域おこし協議会との雇用契約の場合は、同会が健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。
② 個人への委託契約の場合は、個人で国民健康保険・年金に加入となります。

⑶ 住居　　村があっせんします。ただし、自らの負担でその他の住宅を探しても構いません。なお、「高校支援」活動を希望する方は指定する施設に入居していただきます。

⑷ 活動車両　　車両が業務に必要な場合、軽自動車又は軽トラックを村が用意する場合があります（原則共同利用です。）。なお、生活に必要最低限での私事使用を認める場合もあります。

⑸ 兼業従事　　兼業内容が地域おこし協力隊活動の延長にあり、かつ、本来の活動業務に支障がないと村長が特別に認める場合に限り可とします。
なお、個人への委託契約の場合は兼業可能ですが、兼業により本来の委託業務が遂行できない場合は、契約を解除します。

## 7. 申込方法・申込〆切

⑴ 次の申込書類を提出のこと。

| |
|---|
| 九戸村地域おこし協力隊応募申込書（別紙） |

⑵ 書類提出先は、次のとおり

〒028-6502　九戸村伊保内 10-11-6　九戸村役場　村づくり推進課　あて

⑶　書類提出の締切は、令和８年 10 月 23 日(金)午後５時 30 分必着のこと。

## 8.　選考審査及び採用方法

⑴　書類審査により、応募申込書提出締切日より１週間前後で１次選考通過者を決定し通知します。

⑵　１次選考通過者を対象に、応募申込書提出締切日より２週間前後を目安に面談を行います。

⑶　面談は九戸村内で行うこととします。なお、諸事情によりどうしても来村できない場合は、オンラインで面談を行うことがあります。

⑷　上記の面談を踏まえ、採用の可否及び業務内容を決定し、通知します。

## 9.　着任方法

⑴　着任に係る引っ越し費用（着任交通費、荷造・運搬費）は、20 万円を限度に村が経費を補てんします。

⑵　別途辞令交付の日程をお知らせしますので、それまでに引っ越しや住民票の異動を完了してください。

## 10.　お問合せ先

九戸村役場村づくり推進課　定住環境係　電話 0195-43-3271（直通）